

裁 決 書

審査請求人

那須塩原市

審査請求代理人

那須烏山市

処分庁

那須塩原市福祉事務所長

上記審査請求人が平成26年10月10日に提起した上記処分庁の生活保護開始申請却下決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁が平成26年9月9日付けで行った生活保護開始申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）を取消す。

理 由

1 事 実

処分庁は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第3項の規定に基づき本件処分を行い、平成26年9月9日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）宛て通知した。

請求人は、本件処分を不服として、法第64条の規定により、栃木県知事に対し審査請求に及んだものである。

2 審査請求の趣旨及び理由

（1）審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

（2）審査請求の理由

本件審査請求の理由は、概ね次のとおりであり、請求人は、このことから本件処分は違法、不当であると主張しているものと解される。

請求人が加入している生命保険については、保険料の額及び解約返戻金の額からすれば、保有を認められるべきものであり、本件処分は資産活用の原則の独自かつ誤った解釈に基づく違法・不当なものである。

3 処分庁の主張及び理由

処分庁の主張は、概ね次のとおりであり、本件審査請求を棄却する裁決を求める、というものである。

請求人が加入している生命保険は、保険料が医療扶助を除く最低生活費の1割を上回っているので、保有を容認できないものであり、解約させるべきである。請求人は、生命保険の解約返戻金の活用により、最低生活の維持が可能である。

4 認定事実及び判断

(1) 認定事実

ア 請求人は、平成26年8月20日付けで、生活保護開始申請を行った。

イ 請求人及び同一世帯である父及び母3人の平成26年8月20日時点の手持金額は6,188円、預貯金額は97,316円であった。

イ 処分庁は、平成26年8月21日付けで、法第29条の規定に基づく調査を行った。

ウ 調査の結果、請求人と同一世帯である父及び母が、合計3件の生命保険に加入していることが判明した。3件の合計額は、解約返戻金155,222円、保険料(月額)18,791円であった。

エ 処分庁は、保険料が医療扶助費を除く最低生活費の1割を上回っていることから、生命保険の保有を容認することはできないと判断した。

オ 処分庁は、就労以外の収入122,716円及び就労による収入43,864円、合計166,580円の収入充当額に、生命保険の解約返戻金155,222円を加えた321,802円が、最低生活費196,070円を上回るため、請求人は最低生活の維持が可能であると判断し、平成26年9月9日付けで本件処分を行った。

カ 請求人は、平成26年10月10日に、本件処分を不服として審査請求を提起した。

(2) 判断

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。加えて、法第5条では、第4条の規定をこの法律の基本原理の一つとし、法の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならないと定めている。これは、生活保護制度が、自己の資産、能力等の活用に対して補足的役割を担うことを定めたものである。

なお、解約返戻金のある生命保険に加入している場合、生命保険を解約し、返戻金を活用することが原則であるが、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第3の11において、「返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に限り」保険を解約させずに保護を適用することができることとされている。また、「生活保護手帳別冊問答集2014」問3-24において、「解約返戻金が少額であるかの判断については、医療扶助を除く最低生活費の概ね3か月程度以下」を、「保険料額の当該地域の一般世帯との均衡の判断については、(中略)医療扶助を除く最低生活費の1割程度以下」を、それぞれ目安とすることとされている。

これを本件についてみると、医療扶助を除く最低生活費は172,070円であるのに対し、保険料は月額18,791円である。処分庁は、保険料が医療扶助を除く最低生活費の1割を上回っていることを理由に、生命保険の保有を容認することはできないとしているが、容認の可否の判断は、医療扶助を除く最低生活費の1割程度以下を目安とするとされていることから、1割を上回っていることをもって直ちに否認することはできず、本件のように、1割を若干上回っているに過ぎない場合には、処分庁は、請求人の意向を確認し、世帯の状況を勘案の上、保有を容認することができないか検討すべきであった。また、仮に、3件すべての生命保険の保有を容認することはできないとしても、解約を指導するのは1件のみとし、残り2件については保有を容認することも考えられるが、処分庁はそうした検討もしていない。

したがって、保有を否認した生命保険の解約返戻金を資産とみなして行われた要否判定に基づく本件処分は、不当であると判断する。

なお、要否判定に用いる世帯としての手持金額及び預貯金額(以下「所持金額」という。)は、保護申請日の平成26年8月20日現在、103,584円あるが、この所持金額には、申請日直前に受給した年金の残額が含まれている。このため、要否判定の際に、請求人の父及び母が受給している年金収入との二重計上を避けるため、年金支給日から保護申請日までの経過日数を計算し、残っているべき金額(推定残額)を算出した結果、保護申請時の所持金額の中に年金以外の要否判定に算入すべき所持金額は無いと推定し、所持金額を要否判定には含めない(算定式は以下のとおり)。

【算定式】

申請日前の年金受給日	平成26年8月15日
保護申請日	平成26年8月20日
年金月額	101,367円(請求人の父・老齢厚生年金)
	5,883円(請求人の父・企業年金)
	19,616円(請求人の母・老齢基礎年金)
年金受給額	253,732円(2ヶ月分) - ①
申請時所持金額	103,564円 - ②

年金の推定残額＝①×（１－年金受給日からの経過日数／３０日×月数）

＝２５３，７３２円×（１－５／３０×２）

＝２３２，５８７円－③

申請時所持金額－年金の推定残額＝②－③

＝１０３，５６４円－２３２，５８７円

＝▲１２９，０２３円

以上、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第４０条第３項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成２７年１０月６日

栃木県知事 福田 富一

